

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京海洋大学（以下「本学」という。）における本学以外の外部の機関等（以下「外部機関等」という。）との技術指導の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において「外部機関等」とは、本学以外の全ての外部機関及び個人をいう。

2 この規則において「技術指導」とは、外部機関等から技術指導料を受け入れて、本学の教員が職務として教育、研究及び技術上の専門知識に基づき外部機関等に対し行う指導、評価、助言及び試作等の技術指導をいう。

3 この規則において「技術指導者」とは、技術指導を実施する本学の教員をいう。

(技術指導実施の原則)

第3条 技術指導は、原則として本学の教員の職務と同一のもの又は職務の範囲内にあるものと認められ、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り実施することができる。

2 技術指導の過程において新たな研究開発、知的財産権の実施許諾及び研究成果物の提供等が必要になったとき及び発明等が生じたときは、その取扱いを協議し、書面にて定めるものとする。

(技術指導の申込み)

第4条 外部機関等は、技術指導申込書（別紙様式第1号）を、国立大学法人東京海洋大学長（以下「学長」という。）に提出しなければならない。

2 外部機関等は前項の申込書を提出する場合において、産学・地域連携推進機構及び技術指導の依頼を受ける予定の技術指導者（以下、「予定技術指導者」という。）と指導内容、指導期間、指導実施場所及び技術指導料等について、事前相談を行うものとする。

(技術指導の受入れ)

第5条 前条の申込みを受けた学長は、本学の教育研究活動に支障を生ずる恐れがなく、地域社会の振興に資することが期待されると認められる場合には、受入れを決定するものとする。

2 学長は、前項の規定により受入れを決定したときは、外部機関等の長には、技術指導受入決定通知書（別紙様式第2号）により、契約担当役及び技術指導者には、その写しにより通知するものとする。

(技術指導の実施)

第6条 本学及び外部機関等は、第4条第1項に規定する技術指導申込書にある技術指導契約同意書により技術指導を実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項に規定する技術指導申込書において外部機関等が技術指導に関する契約を締結して実施することとした場合は、技術指導契約書（別紙様式第3号）を標準として本学及び外部機関等とで契約を締結して実施するものとする。

(受入条件)

第7条 外部機関等は、原則として外部機関等が負担する技術指導に要する技術指導料の全額を、技術指導の開始までに本学に納入しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、協議の上、当該技術指導開始後における納入又は分割して納入することができるものとする。

(協力者の参加及び協力)

第8条 技術指導者が、技術指導の遂行上、技術指導者以外の者の参加又は協力を得ることが必要と認められた場合には、外部機関等の同意を得たうえで、当該技術指導者以外の者を協力者として技術指導に参加させ、又は協力させることができる。

(技術指導に要する経費)

第9条 外部機関等は、技術指導料(指導料、必要経費及び間接経費)として、次の各号に掲げる経費を負担するものとする。

- 一 技術指導者の知識及びノウハウ等の提供の対価(以下「指導料」という。)
  - 二 技術指導の実施のために特に必要となる謝金、旅費、協力者等の人件費、消耗品費及び設備費等の経費(以下「必要経費」という。)
  - 三 技術指導の実施に関連し指導料及び必要経費以外に必要なもの、光熱水料及び事務経費等の経費(以下「間接経費」という。)
- 2 指導料及び必要経費は、予定技術指導者と外部機関等との事前相談の結果を参考として、本学が外部機関等と協議して定める額とする。ただし、指導料の単価は相談時間1時間につき原則として1万円(消費税相当額を除く。)とする。
- 3 間接経費は、指導料及び必要経費の合算額の30%に相当する額を標準とする。

(技術指導場所)

第10条 技術指導者は、原則として本学内の敷地及び施設内において技術指導を実施する。ただし、技術指導の遂行上必要な場合には、外部機関等の施設において技術指導を行うことができるものとする。

(技術指導の完了報告)

第11条 技術指導者は、技術指導が完了したときは、技術指導完了報告書(別紙様式第4号)を学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の報告を受けたときは、その旨契約担当役に通知するものとする。

(技術指導の中止又は期間の延長)

第12条 技術指導者は、天災その他やむを得ない事由により、技術指導を中止し、又はその期間の延長する必要が生じたときは、直ちに学長にその旨を申し出なければならない。

2 学長は、前項の申し出に基づき、その事由がやむを得ないと認めるときは、外部機関等と協議の上、当該技術指導を中止し、又はその期間を延長することができるものとする。

(非保証)

第13条 本学は、本技術指導の内容及び結果に関し、明示又は黙示を問わず、一切の保証をしない。また、外部機関等に損害が発生した場合においても、当該損害についての一切の責任を負わない。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、技術指導の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年5月1日から施行する。

附 則(令和3年海洋大規第44号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。